

札幌社保協 FAXニュース

2010年 3月18日(木)
社保協事務局 発行
Tel823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

今月の国保・介護
・後期高齢者110
番は3/25です

国保

短期保険証～子供には窓口留め置きはやめる 資格証世帯の子どもには1年間保険証を継続

—道生連の市交渉で前進回答—



3月17日に、道生活と健康を守る会の札幌市交渉が行われ、各単組や道・札幌社保協などから80人が参加しました。

子どもの資格証明書、短期保険証について前進回答

札幌では国保資格証明書世帯であっても18歳までの子どもには正規の保険証を親とは別に別に交付していますが、今年为国保法改正で、全国でも資格証世帯の18歳までの子どもには6ヶ月の短期保険証が交付されることとなります。札幌市としては国保法の改正にかかわらず、現行通り1年間の正規保険証を交付することを表明しました。

また、短期保険証については現行では窓口交付（区役所への留め置き）を行っている世帯もあるため、実際には子どもがいる世帯でも保険証が渡っていない事態がありました。今回、短期保険証の窓口交付については、「親の事情によって受診を抑制することがあってはならないので解消します」と回答がありました。18歳までの子供については親とは別に保険証を作成して郵送することにし、4月時点では、とりあえず4ヶ月の短期保険証を交付することになりました。

資格証明書郵送の際にも、受診が必要で支払い困難な時は保険証を渡すという説明を入れる

資格証明書の送付の際には、厚労省の通知にしたがって、同封文書に「受診をしたいけれども医療機関での一時払いが困難な場合は、短期保険証の交付をします」という説明文を入れるようにすることも表明されました。

これらは、この間道生連や社保協などが市や区役所への交渉や要請を繰り返してきたことが、前進に結びついたものです。

「就学援助」を何とか受けたいです

新婦人道本部が相談会・集団申請

新婦人道本部は、毎年行っている就学援助の相談会と集団申請を18日に行いました。

この日は会場に6人が訪れ、新婦人の会員が預かってきた分なども入れて10件の申請を行いました。市教育委員会からも3人の担当者が来て、相談と受付をしました。

手稲区から来た女性は、中学3年生の子どもさんの申請に来ましたが、夜間の大学に通っている子どもさんのアルバイト収入があるために、基準の収入を上回ってしまいます。「アルバイト代は学費や定期、教科書代に消えてしまい、家計に入っているわけではないので認めてほしい」と申請をしました。教育委員会へ持ち帰って判断となりましたが、女性は「何とか援助を受けさせてほしいです」と話していました。

札幌各支部で相談会を宣伝

札幌の新婦人各支部では独自の相談会も開き、地域へピラなどで宣伝もしてきました。豊平区では小学校の1日体験の日にピラをまいたり、保育園にお願いしてピラを置かせてもらったりした所、そのピラを見て相談に来た方もいました。

清田支部では会員が手分けしたり、業者に依頼するなどして約2万枚のピラを配布しました。7件の電話があり、生活が大変そうな母子家庭からの相談も受け、生活と健康を守る会に紹介した例もありました。

